

本 庁 内 各 課 長  
方 面 本 部 副 本 部 長  
消 防 署 副 署 長 殿  
各 消 防 署 分 署 長  
消 防 署 予 防 課 長

予 防 課 長

## キュービクル型消火ポンプを屋外に設置する場合の取扱いについて（通知）

このことについて、消火設備に使用するポンプを用いた加圧送水装置（以下「ポンプ」という。）を鋼板製の箱に収納し、屋外（屋上を含む。以下同じ。）に設置する場合の取扱いを下記の通り定めたので、執務上誤りのないよう配意願います。

### 記

#### 1 趣旨

従前、ポンプの屋外設置については、予防事務審査・検査基準（昭和 54 年 7 月 12 日予予第 770 号予防部長依命通達。以下「審査・検査基準」という。）第 4 章第 2 節第 1. I. 1. (1). ア. (イ)の規程により、設置できないものとして運用してきたところですが、最近、鋼板製の箱にポンプを収容した形態のものが開発されたこと等から、当該ポンプを屋外に設置する場合の取扱いについて示すものである。

#### 2 用語の定義

- (1) キュービクル型消火ポンプとは、ポンプを鋼板製等の箱に収納した一体のもので、別記 1 「キュービクル型消火ポンプの基準」に適合しているものをいう。
- (2) 保有距離とは、キュービクル型消火ポンプと防火対象物等との間に保有する防火上有効な距離をいう。
- (3) ユニットとは、加圧送水装置、制御盤、水温上昇防止装置、性能試験装置、起動用水圧開閉装置、補助加圧ポンプ等により構成されるものをいう。
- (4) テープヒーター等とは、電気を熱源として使用するもので、テープ状のヒーター又は床等に固定して熱を放熱するスペースヒーター等をいう。

#### 3 キュービクル型消火ポンプの設置要領について

##### (1) 防火対象物等の保有距離

隣接する建築物又は工作物から 1 m 以上の保有距離を保つこと。

ただし、キュービクル型消火ポンプに面した建築物又は工作物を不燃材料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。）で造り、開口部に建基法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火戸（以下「防火戸」という。）又はその他の防火設備が設けられている場合は、1 m 未満とすることができる。

(2) 防火対象物等との点検距離

容易に接近でき、操作、点検等に必要な距離を確保すること。

(3) 設置位置

ア 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉塵等が発生し又は滞留するおそれのない位置に設置すること。

イ 避難上支障とならない位置に設置すること。

4 消防用設備等の設置届について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の3の2に基づく消防用設備等の設置届出及び試験結果報告書は、消防用設備等の試験基準の全部改正等について（平成15年3月14日14予第1142号予防課長通知）によるほか、次によること。

(1) 試験基準

消防用設備等の試験基準に、別記2「キュービクル型消火ポンプの確認要領」を追加すること。

(2) 試験結果報告書

消防用設備等の試験結果報告書に、別記3「キュービクル型消火ポンプの確認報告書」の例によるものを追加すること。

5 消防用設備等の検査について

法第17条の3の2に基づく消防用設備等の検査は、審査・検査基準第4章第2節第1.Ⅱ、同第3.Ⅱ、同第8.Ⅱ及び同第20.Ⅱによるほか、外観検査は別記2の「1外観確認」に準じて行うものであること。

なお、性能確認は、前4により添付される「キュービクル型消火ポンプの確認報告書」等を確認することで支障ないものであること。

6 消防用設備等の点検及び報告について

法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検及び報告は、消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年6月28日14予第167号予防部長通知）によるほか、次によること。

(1) 点検要領

消防用設備等の点検要領に、別記4「キュービクル型消火ポンプの点検要領」を追加すること。

(2) 点検結果報告書

消防用設備等の点検結果報告書に、別記5「キュービクル型消火ポンプの点検結果報告書」の例によるものを追加すること。

7 その他

(1) キュービクル型消火ポンプを自主設置する場合の取扱いについては、前3から6に準じて行うこと。

(2) 別添え資料のキュービクル型屋外設置用消火ポンプは、本基準に適合しているものとして扱って支障ないこと。

## キュービクル型消火ポンプの基準

### 1 キュービクル型消火ポンプの構造及び性能

#### (1) 外箱の材料

ア JIS G 3131 若しくは JIS G 3141 に規定する標準厚さ 2.3mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び防火性能を有するものによりユニット全体が覆われていること。

イ 耐久性に優れたさび止め等の塗装処理等を行うこと。

#### (2) 外箱の開口部

ア 計器用の窓を設ける場合は、運転状況等がわかる場所で、建基法で定める防火戸とし、風雨により内部機器に影響がないように不燃材料で固定すること。

イ 扉は、原則として施錠できるものとし、非常時に容易に開放できるものであること。

#### (3) 換気設備

ア 周囲温度が著しく高温（40℃程度以上）とならないように措置すること。

イ 換気ガラリ又はファンを設ける場合の開口部の面積は、外箱の1面について当該面の面積の1/3以下とし、開口部は直径10mm以上の丸棒が入らない構造のもので、風雨により内部の機器に影響を受けない構造とすること。

ウ 換気ファンを設ける場合は、温度センサーによる自動運転とし、かつ、換気ファンの電源は、消火ポンプの電源以外から供給を受けること。

#### (4) 配管、配線の取出口

##### ア 配管

配管は、原則として床面から施工することとし、底板の配管貫通部の隙間は、風雨により内部機器に影響を受けない構造とすること。

##### イ 配線

配線引き出し口は、原則として床面に、金属管等（金属管又は金属製可とう電線管を使用する場合は側面下部とすることができる。）により施工し、風雨により内部機器に影響を受けないものとする。

#### (5) 照明設備

ア 操作及び点検等において、照明が必要な構造のものは、内部に照明設備を設けること。

イ 照明設備の電源は、消火ポンプの電源以外から供給を受けること。

#### (6) 凍結防止措置

凍結のおそれがある場所に設置する場合は、ユニットの充水部に次のいずれかの凍結防止措置を行うこと。

ア テープヒーター等の電気により保温するものにあつては、消火ポンプの電源以外から電気を供給され、かつ、温度センサーによる自動制御とし、異常加熱防止のための安全装置付きとすること。

イ 断熱材料等による保温措置とする場合は、凍結のおそれがない旨の説明書等を添付すること。

#### (7) 耐震措置

基礎ボルトは、原則として審査・検査基準第2章第4節第1.8により計算されたものを使用すること。

### 2 表示

前面の扉には、消防用設備等のポンプであることが分かる表示を行うこと。

## キュービクル型消火ポンプの確認要領

## 1. 外観確認

確認項目	確認方法	合否の判定基準
キュービクル型消火ポンプ	設置場所等	目視により確認する。 a 隣接する建築物等と防火上有効な保有距離が確保されているか。 b 容易に接近でき、内部の点検等に必要な距離が確保されているか。 c 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉塵等が発生又は滞留しない位置に設置しているか。 d 避難上支障がない位置に設置されているか。
	外箱の構造	目視により確認する。 a 厚さ2.3mm以上の鋼板製のものか。 b 有効な防錆処理等を施しているか。 c 扉は、施錠できるもので計器用扉を設けているか。 d 計器用扉は、防火戸で風雨による影響を受けない措置をし、不燃材料で固定しているか。
	換気設備	目視により確認する。 a 自然及び吸気兼用のガラリ又は換気ファンを設けているか。 b ガラリの開口部は当該面の面積の1/3以下で、かつ、10mmの丸棒が入らないもので、風雨対策がされているか。 c 電源は、消火ポンプの電源以外から供給を受けているか。
	配管等の取出口	目視により確認する。 a 配管の取出口は、床面からとし風雨対策がされているか。 b 配線は床面から配線されているか。側面下部の場合は金属管又は金属製可とう電線管により施工されているか。
	照明設備	目視により確認する。 a 照明が必要な構造は、照明設備を設けているか。 b 電源は、消火ポンプの電源以外から供給を受けているか。
	凍結防止装置	目視により確認する。 a ユニットの充水部には、ヒーター等を設けているか。 b 電源は、消火ポンプの電源以外から供給を受けているか。
	表示	目視により確認する。 a 全面扉には、消防設備等のポンプであることが分かる表示をしているか。
	耐震措置	目視により確認する。 a 指定されたアンカーボルト等で指定本数により固定しているか。

## 2. 機能確認

確認項目	確認方法	合否の判定基準
キュービクル型消火ポンプ	凍結防止装置 ①温度センサー等の確認。 自動制御ができるか、温度センサー等を制御しクランプメーター等により通電及び停止することを確認する。 ②安全装置の確認 温度センサー等を作動させ、次に安全装置を作動させ、クランプメーター等により通電、停止することを確認する。	a 温度センサー部の温度を感知し、起動・停止するか。  b 安全装置のセンサー部を作動させると確実に停止するか。
	換気ファン	温度センサー部等を制御して、換気ファンが回転及び停止することを確認する。

キュービクル型消火ポンプの確認報告書

確 認 項 目		種別・容量等の内容	結果	
外 観 確 認	キュービクル型消火ポンプ	設 置 場 所	_____	
		外 箱 の 構 造	_____	
		換 気 設 備	_____	
		配管等の取出口	_____	
		照 明 設 備	_____	
		凍 結 防 止 装 置	_____	
		表 示	_____	
		耐 震 措 置	_____	
機 能 確 認	キュービクル型消火ポンプ	凍 結 防 止 装 置	温 度 セ ン サ ー	起動
			停止	
		安 全 装 置	停止	
			高温起動	
	換 気 フ ァ ン	電源停止		
		起動		
		停止		
備 考				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 結果の欄には、良否を記入すること。

キュービクル型消火ポンプの点検要領

1. 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法	
キュービクル型消火ポンプ	周 囲 の 状 況	目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないか。	
	外 箱 の 外 形	目視により確認する。	変形, 損傷, 著しい腐食等がないか。	
	換 気 設 備	外 形	目視により確認する。	変形, 損傷, 著しい腐食等がないか。
		機 能	温度センサー等を加熱及び冷却することにより確認する。	確実に換気設備が作動・停止するか。
	配管等の取出口	目視により確認する。	a 配管の取出口は, 床面からとし風雨対策がなされているか。 b 配線は床面から配線されているか。側面下部の場合は金属管又は金属製可とう電線管により施工されているか。	
	照 明 設 備	目視により確認する。	a 照明設備を設けているか。 b 電源は, 消火ポンプの電源以外から供給を受けているか。	
	凍 結 防 止 装 置	外 形	目視により確認する。	変形, 損傷, 著しい腐食等がないか。
		機 能	温度センサー等・安全装置を冷却・加熱することにより確認する。	確実に温度センサー等及び安全装置が作動・停止するか。
表 示	目視により確認する。	汚損, 不鮮明な部分がなく, 適正になされているか。		
耐 震 措 置	目視及びスパナ等により確認する。	アンカーボルト, ナット等に, 変形, 損傷, 緩み, 脱落, 著しい腐食等がないか。		

キュービクル型消火ポンプの点検結果報告書

点 検 項 目		点 検 結 果			措 置 内 容	
		種別・容量等の内容	判定	不 良 内 容		
キュービクル型消火ポンプ	設置場所・周囲の状況	_____				
	外箱の外形	_____				
	換気設備	外形	_____			
		機能	_____			
	配管等の取出口	_____				
	照明設備	_____				
	凍結防止装置	外形	_____			
		機能	_____			
表示	_____					
耐震措置	_____					
備 考						

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
  - 3 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。